

新成人のみなさん おめでとうございます

今年、町内で成人を迎えるのは、昭和60年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた男性126人・女性135人の合計261人です。成人を迎えられた方の今後の活躍を期待いたします。

*当別町成人式

◆日にち	平成18年1月8日(日)	受付	10:00~
◆場所	総合体育館(白樺町)	式典・記念写真撮影	11:00~12:00
		記念パーティ	12:00~13:00

◆記念写真申込は当日会場で受付いたします。(1枚 税込1,000円)

◆連絡先・詳細 社会教育課社会教育係(「総合体育館」内)・☎22-3834)

給与・年金所得者の還付申告と住民税申告

1月23日(月)から、給与・年金所得者を対象に、所得税の還付申告と住民税申告を、下記の要領で受け付けします。(問合せ 税務課税務係 ☎23-2332)

所得税の還付申告ができる方(給与年収・年金収入のみの方)

所得税が源泉徴収されているが、年末調整が済んでいない方
退職所得があり、源泉徴収税額のある方
医療費控除を受けることができる方
新築住宅や中古住宅を取得した方や、住宅の増改築をした方



所得税・住民税の申告に必要な書類

上記①～③に該当する方と住民税申告の方に必要なもの

◆源泉徴収票(支払い金額と源泉徴収税額がわかるもの)

◆印鑑

◆金融機関の口座番号などが分かるもの(本人名義のものに限る)

◆国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料の領収書(平成17年1月から12月までに支払った分、社会保険料控除に該当する方)、生命保険、損害保険料控除証明書(生命保険料控除に該当する方)

上記③に該当する方が必要なもの

◆医療費の明細書(17年中に支払った医療費を医療を受けた人や病院ごとに集計したものが必要となりますので、事前に集計してからお越しください。明細書は、税務課税務係に用意してあります。)

◆医療費の領収書、レシート

医療費控除を受けることができる方は、支払った額が10万円または、合計所得金額の5%のいずれか少ない金額を超えた場合となります。

上記④に該当する方が必要なもの

◆直接税務課税務係までお問い合わせください。

住民税の申告について

確定申告の義務がない方でも、国民健康保険に加入している方や公営住宅の申し込みや金銭借り入れの手続き、老人医療費、児童手当などの受給手続きに所得税課税証明書が必要となる方は、住民税の申告が必要となります。

法定調書の提出について

年末調整に伴う平成17年度分給与支払報告書(総括表)・個人別明細書の提出は、次のとおりです。

◆提出期限 平成18年1月31日(火)

◆提出場所 役場税務課税務係

給与支払報告書は、平成18年度の町・道民税の計算の元となる大切な資料ですので、早めの提出をお願いします。

白色事業者(営業・不動産等)を対象とした収支内訳書の記載相談

例年、事業所得の確定申告の受付の時に収支内訳書を記載されていない方が多く、役場での受付時に作成することで、ほかの申告者の待ち時間が長くなることが見受けられます。

町では、収支内訳書の記載相談日を設けましたので、事前に必要な書類などを整理の上、お気軽にお越しください。

なお、2月16日(木)から行う確定申告の受付で、収支内訳書が作成されていない場合は、受付できない場合があります。また、青色事業所得者は、役場で申告することができません。

◆受付 平成18年1月23日(月)～

◆場所 役場大会議室(1階)

午前を還付申告、午後から収支内訳書記載相談としますが、都合の悪い方はこの限りではありません。

収支内訳書(見本)



インターネットで申告受付や確定申告書の作成ができます

◆地方税の申告受付 北海道では、平成18年1月よりインターネットによる法人道民税、法人事業税の申告受付を開始します。利用できるのは、北海道に申告を行う納税者で、利用届出の手続きをされている方です。

利用開始の方法など、詳細についてはエルタックスホームページ(<http://www.eltax.jp>)をご覧ください。

◆確定申告書の作成 国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp>)では、インターネットを利用して所得税や消費税の確定申告書を作成することができます。